

総務委員会報告資料

令和6年8月20日

報告事項件名	頁
1 足立区公契約条例改正（素案）のパブリックコメントに対する区の考え方 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 旧千寿第五小学校跡地に係る地中障害物等の対応について・・・・・・・・	9
3 足立区公共施設等総合管理計画改訂の取組み状況について・・・・・・・・	11

(総 務 部)

総務委員会報告資料

令和6年8月20日

件 名	足立区公契約条例改正（素案）のパブリックコメントに対する区の考え方について																						
所管部課名	総務部 契約課																						
内 容	足立区公契約条例改正（素案）のパブリックコメントに対する区の考え方について、以下のとおり報告する。 1 パブリックコメントの実施結果 （１）実施期間 令和6年4月25日（木）から令和6年5月24日（金） （２）意見数 397件、310者（305名、5法人・団体） （３）意見の内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>件 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 事業者の遵守事項に関すること</td><td>5</td></tr> <tr> <td>イ 労働者への周知に関すること</td><td>241</td></tr> <tr> <td>ウ 適用範囲の変更に関すること</td><td>56</td></tr> <tr> <td>エ 検証・見直しの実施に関すること</td><td>26</td></tr> <tr> <td>オ その他</td><td>69</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>397</td></tr> </tbody> </table> （４）意見の概要と区の考え方 別紙「足立区公契約条例改正（素案）のパブリックコメントに対する区の考え方」のとおり。 2 今後のスケジュール <table border="1"> <thead> <tr> <th>日 程</th><th>実施内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年9月</td><td>改正条例案議会提出</td></tr> <tr> <td>令和6年10月～ 令和7年3月</td><td>条例施行規則等、関連規定の整備 事業者・労働者等への周知</td></tr> <tr> <td>令和7年4月</td><td>改正条例施行（予定）</td></tr> </tbody> </table> 3 今後の方針 これまでの事業者・労働者に対するアンケートや、公契約等審議会、労働報酬審議会での審議、パブリックコメント等の意見を踏まえ、令和6年第3回定例会に改正条例案を提出予定。 条例改正をお認めいただいた際には、令和7年4月の施行に向けて、事業者、労働者等に対し、公契約条例の説明動画や区ホームページ、あだち広報などにより、丁寧に事前周知を行っていく。	内 容	件 数	ア 事業者の遵守事項に関すること	5	イ 労働者への周知に関すること	241	ウ 適用範囲の変更に関すること	56	エ 検証・見直しの実施に関すること	26	オ その他	69	合 計	397	日 程	実施内容	令和6年9月	改正条例案議会提出	令和6年10月～ 令和7年3月	条例施行規則等、関連規定の整備 事業者・労働者等への周知	令和7年4月	改正条例施行（予定）
内 容	件 数																						
ア 事業者の遵守事項に関すること	5																						
イ 労働者への周知に関すること	241																						
ウ 適用範囲の変更に関すること	56																						
エ 検証・見直しの実施に関すること	26																						
オ その他	69																						
合 計	397																						
日 程	実施内容																						
令和6年9月	改正条例案議会提出																						
令和6年10月～ 令和7年3月	条例施行規則等、関連規定の整備 事業者・労働者等への周知																						
令和7年4月	改正条例施行（予定）																						

足立区公契約条例改正（素案）のパブリックコメントに対する区の考え方

No	意見の概要	区の考え方
1 事業者の遵守事項に関すること 5 件		
①	公契約条例の周知が不十分と感じている。現場に入場する下請事業主に知らせてほしい。 (4 件)	〔新規〕元請事業者が下請事業者と契約する際、必ず事前に、下請事業者に制度の説明をして了承を得ること、および契約書に公契約条例を遵守する旨を記載することを義務化し、下請事業者への周知を徹底します。
②	元請が作成する賃金台帳は負担が大きい。提出をなくすことは賛成。	区の様式に、労働者の賃金情報を転記することが負担となっているため、事業者が作成する労務台帳（賃金台帳）を廃止し、事務負担の少ない書式に変更予定です。
2 労働者への周知に関すること 241 件		
①	公契約条例情報ページは、印刷して現場内で配布してほしい。 (47 件)	労働者への周知については、引き続き、公契約制度の理解が深まるように、次のとおり、周知の充実を図ります。 ① 公契約現場には、職種ごとの労働報酬下限額が記載されたポスターを掲示します。 ② 労働報酬下限額の一覧やチラシについても、事業者を通じて、労働者の方々に配布します。 ③ 〔新規〕労働者一人ひとりに二次元コードを記載した「周知カード」を配付することで、いつでもスマートフォンなどで公契約条例の情報を得られるようにします。
②	パソコンやスマートフォンが使えず情報収集が難しいため、現場前に労働報酬下限額の表を張り出してほしい。配布してほしい。 (38 件)	
③	現場に出入する職人に周知されて条例の効果が発揮するので、公契約条例の周知徹底のために引き続き大きなポスターを現場ごとに提示してほしい。 (17 件)	
④	公契約条例の周知が不十分と感じている。区ホームページや現場前への掲示、案内の配布などにより、現場に入場する労働者に知らせてほしい。 (7 件)	

No	意見の概要	区の考え方
⑤	周知カード配布だけで済まらずに、区による定期的な現場での啓発をしてほしい。(34件)	① 定期的な現場での啓発については、事業者の責務として、事業者から労働者に制度周知を行っていただくよう、適宜、事業者に促していきます。
⑥	周知カードを配布するならば配布状況、問い合わせ件数など集約を進め労働者目線に立った行政活動をしてほしい。(21件)	② 「周知カード」の配付状況、問い合わせ件数等は、公契約現場ごとに把握していきます。 ③ 事業者側、労働者側、双方の意見を聴きながら、中立的な立場で、より効果的な制度周知や啓発に取り組んでいきます。
⑦	SNSや動画で条例の内容や労働報酬下限額確認方法を配信してほしい。(23件)	① 公契約条例の内容や労働報酬下限額は、区ホームページをご覧ください。か、事業者を通じて公契約現場に、区が作成したポスターを掲示し、労働者へチラシを配付していますので、ご確認ください。
⑧	公契約条例の内容や労働報酬下限額を確認する方法を現場で説明してほしい。(16件)	② 区ホームページは、イラストや表、動画などを用いて、見やすい表示、わかりやすい内容となるよう工夫します。
⑨	区ホームページに掲載する場合、「大きく見やすく掲示」してほしい。(15件)	③ SNSの活用など、あらゆる媒体を活用し、公契約条例の内容周知を行います。
⑩	労働報酬下限額がよく確認できるように周知を工夫してほしい。	
⑪	外国人労働者のために英語表記や多言語など、必要な情報を現場内に掲示してほしい。(18件)	現場内のポスターやチラシ等は、紙面が限られ、多くの言語表記が難しいため、約130の言語に対応した区ホームページで、公契約条例に関する必要な情報を提供していきます。 ※「周知カード」には、二次元コード読み取りのため、英語も一部、表記予定です。
⑫	周知カードは、文字を少なくし、シンプルかつイラストなどを入れて親しみがもてる内容にしてほしい。(4件)	周知カードは、デザインや内容を工夫して、シンプルでわかりやすいものにしていきます。

No	意見の概要	区の考え方																					
3 適用範囲の変更に関すること 56件																							
①	賃金報告書の簡略化を進めることで、多くの事業所や個人事業主が工事参加できるように更なる適用現場拡大を進めてほしい。(24件)	① 事業者の事務負担の軽減のため、労務台帳（賃金報告書）を廃止し、報告書類の簡素化を進めます。 ② 条例の適用範囲は、今回の見直しで次のとおり拡大を予定しています。更なる適用範囲の拡大は、他自治体の動向も参考にしつつ、継続的に検討していきます。 ≪今回の見直し（案）≫																					
②	公契約条例の範囲は他の自治体の平均並みが良い。(6件)																						
③	工事請負契約の公契約条例の範囲を1億円ではなく、もっと引き下げてほしい。(4件)																						
④	工事入札の際、予定価格を事後公表にしている6000万円に適用範囲を合わせたほうが良い。																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現 行</th><th>見直し案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">ア) 工事請負契約</td></tr> <tr> <td></td><td>予定価格<u>1億8千万円以上</u>の契約</td><td>予定価格<u>1億円以上</u>の契約</td></tr> <tr> <td colspan="3">イ) 業務委託契約</td></tr> <tr> <td></td><td> 予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理の業務 ② 電話交換、受付・案内の業務 ③ 区長が指定する業務 </td><td> 予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理、<u>保守点検</u>の業務 ② 電話交換、受付、案内の業務 ③ <u>施設の維持管理、運営、建物清掃</u>の業務 ④ <u>人的警備</u>の業務 ⑤ <u>給食調理</u>の業務 ⑥ <u>学校用務</u>の業務 ⑦ <u>車両運行</u>の業務 ⑧ 区長が指定する業務 </td></tr> <tr> <td colspan="3">ウ) 指定管理協定</td></tr> <tr> <td></td><td><u>一部</u>の施設</td><td><u>すべて</u>の施設</td></tr> </tbody> </table>		現 行	見直し案	ア) 工事請負契約				予定価格 <u>1億8千万円以上</u> の契約	予定価格 <u>1億円以上</u> の契約	イ) 業務委託契約				予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理の業務 ② 電話交換、受付・案内の業務 ③ 区長が指定する業務	予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理、 <u>保守点検</u> の業務 ② 電話交換、受付、案内の業務 ③ <u>施設の維持管理、運営、建物清掃</u> の業務 ④ <u>人的警備</u> の業務 ⑤ <u>給食調理</u> の業務 ⑥ <u>学校用務</u> の業務 ⑦ <u>車両運行</u> の業務 ⑧ 区長が指定する業務	ウ) 指定管理協定				<u>一部</u> の施設	<u>すべて</u> の施設
	現 行	見直し案																					
ア) 工事請負契約																							
	予定価格 <u>1億8千万円以上</u> の契約	予定価格 <u>1億円以上</u> の契約																					
イ) 業務委託契約																							
	予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理の業務 ② 電話交換、受付・案内の業務 ③ 区長が指定する業務	予定価格9千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理、 <u>保守点検</u> の業務 ② 電話交換、受付、案内の業務 ③ <u>施設の維持管理、運営、建物清掃</u> の業務 ④ <u>人的警備</u> の業務 ⑤ <u>給食調理</u> の業務 ⑥ <u>学校用務</u> の業務 ⑦ <u>車両運行</u> の業務 ⑧ 区長が指定する業務																					
ウ) 指定管理協定																							
	<u>一部</u> の施設	<u>すべて</u> の施設																					

No	意見の概要	区の考え方
⑤	条例の適用範囲を下げて適用工事現場を増やして、建設職人の単価を上げる政策を進めてほしい。 (21件)	今後も、労働報酬下限額（建設職人の単価）は、国の公共工事設計労務単価等を参考に、労働報酬審議会の審議を経て、社会情勢に合わせた適切な額を設定します。
4 検証・見直しの実施に関すること 26件		
①	公契約条例の内容については、4年ごとではなく、毎年検証ならびに見直しをしてほしい。 (12件)	① 公契約条例のしくみ等は、制度変更後の効果を見極めるには少なくとも2、3年必要であるため、現在のところ、概ね4年に1度程度の見直しが適切と考えています。 ② 労働報酬下限額等は、毎年、労働報酬審議会等で検討します。 ③ 毎年のアンケート実施は考えていませんが、現場の実態把握は重要であるため、労働報酬審議会の労働者代表の委員から、随時、現場の賃金実態などを伺い、情報収集しています。
②	現場の実態を把握することが重要。少なくとも年に1度は簡単なもので構わないのでアンケートを実施してほしい。 (12件)	
③	公契約現場の賃金実態を区が率先して情報収集してほしい。 (2件)	
5 その他 69件		
①	実効性が上がるよう施策を望む。 (16件)	建設業界に限らず、少子高齢化に伴い、現役世代が減少していますが、区民サービス向上のため、事業者、労働者など幅広く意見を聴き、実効性のある施策を実施していきます。
②	区と事業者で無理のない事業と条例の維持増進を実現させてほしい。	
③	現場で働く労働者目線で条例を推進してほしい。(14件)	
④	建設職人の減少理由は、安い賃金と長時間労働。条例で突破してもらいたい。 (3件)	
⑤	区による抜き打ち実態調査を行い、健全な現場運営を目指してほしい。 (12件)	通常、区が抜き打ちで実態調査を行うことは考えていませんが、労働者から、区に賃金の未払いなどの申し出があった場合は、元請事業者に対して、報告を求めることや立ち入りなど、必要な調査を行います。
⑥	労働者に下限額以上の賃金がいき渡るように調査等を行ってほしい。	

No	意見の概要	区の考え方
⑦	未熟練労働者の労働報酬下限額は低すぎる。 (6件)	未熟練労働者の労働報酬下限額も、毎年、労働報酬審議会 で審議いただき、現在も、今後も適切に設定していきます。
⑧	どの産業も週休2日は当たり前。条例適用現場も週休2日 を謳ってほしい。 (3件)	条例に週休2日を規定することは考えていませんが、労働 環境の整備に取り組むよう、事業者に働きかけをしていきま す。
⑨	パソコンが使えない時どうするのか考えてほしい。 (3件)	スマートフォンで区ホームページをご覧ください。公契 約現場のポスターやチラシをご覧ください。
⑩	区内で公契約条例の周知が行き届いているとは言えない ので、職員及び区民に周知徹底してほしい。 (2件)	労働者等に対して、あだち広報や区ホームページ、SNS など、あらゆる媒体を活用して、公契約条例の周知の充実を 図ります。
⑪	年令が高くて制度がわかるようになるべく簡略化して ほしい。	
⑫	労働報酬下限額をいくら決めても会社が変わらないので 報酬も変わらない。	事業者に対しては、労働報酬下限額を下回ることがないよ うに、引き続き周知、啓発を行います。
⑬	労働者等にはフリーランスなど労働者性が認められてい る個人事業主も含むことを明記してほしい。	個人事業主にも条例適用されていることをわかりやすく PRしていきます。
⑭	公契約条例を制定する他の自治体では、予定価格が50万 円を超える契約の締結にあたり、事業者労働条件を確認す るチェックシートの提出を求めている。同様の対応をしてほ しい。	公契約条例適用外の契約について、事業者からチェックシ ートを提出いただくことは、今のところ考えていませんが、 今後も、事業者には、契約金額の大小に関わらず、労働法令 の遵守を求めています。
⑮	公契約現場が一目で分かる様、周知宣伝してほしい。	毎年、新規の条例適用契約となった契約は、区ホームペ ージで一覧を公開しています。

No	意見の概要	区の考え方
⑯	国・都・区・事業者それぞれの観点から、厳密な連携を取り、情報漏洩等の不正行為や過失等を止めてほしい。	今後も、入札や契約の透明性を高めるとともに、情報漏洩や談合など、不正行為の排除を徹底していきます。
⑰	信頼づくりなどにより不祥事防止を図ってほしい。	
⑱	予定価格に対し、受発注後に原材料費、労務費、エネルギー費などの価格変動がフィードバックをされるように制度設計をしてほしい。	区の契約は、原材料費、労務費、燃料費など、一定の要件に該当する価格変動等があったときは、契約金額を変更できるしくみとしていますので、今後も継続していきます。

【参考】周知カード（案）

（表面）

**あなたのお仕事には、
区独自の最低賃金である**

労働報酬下限額 が定められています。

足立区公契約条例で定める

あなたの
職 種

労働報酬下限額は、雇用主、元請業者に
問合せいただくか、区ホームページにて
ご確認ください。

区HP
二次元コード

Please visit the
official Adachi
City website

（裏面）

**あなたの賃金が労働報酬下限額を下回って
いるときは、申し出をすることができます。**

申し出先

- 雇用主・元請業者
- 足立区 契約課
TEL：03-3880-5832

雇用主は、労働者が上記申し出をしたことを理由
に、『解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱
い』をすることはできません。

令和7年3月発行

総務委員会報告資料

令和6年8月20日

件名	旧千寿第五小学校跡地に係る地中障害物等の対応について
所管部課名	総務部 資産管理課、資産活用担当課
内容	旧千寿第五小学校用地活用事業に係る整備・運営事業者選定委員会で活用事業者に決定した学校法人三幸学園が、児童発達支援センターの新築工事中に当該敷地において地中障害物等を確認したため、撤去費用に係る区の負担額について協議を進めていく。 1 確認された地中障害物等及び撤去費用について (1) 確認された地中障害物等について ア 瓦礫 (1.3 m³)  イ 松杭 (9.5 m³)、コンクリート塊 (3.5 m³)   ※「残置既存杭測量図」に記載のない杭 ウ 基準超過土 (ひ素) (ア) ひ素基準値超過土 : 2,416.99t (イ) ひ素基準値超過汚泥 : 1,053.41t ※ 発生土調査による基準超過 ひ素測定値 : 0.02mg/l (基準値0.01mg/l)

(2) 撤去費用について

下表のとおり、三幸学園の請求額と区の精査額をふまえ、区の負担額を協議していく。

工 事 内 容	三幸学園請求額	区の精査額 (上限)
ア 瓦礫の撤去工事 ※1	1,155,000 円	678,700 円
イ 松杭、コンクリート塊の 撤去工事 ※1	1,518,000 円	1,158,300 円
ウ 基準超過土処理工事 ※2	52,580,000 円	31,548,000 円 (6割 ※3)
合 計	55,253,000 円	<u>33,385,000 円</u>

※1 東京都の単価に基づき施設営繕部で精査した額を上限とし、区の負担額を協議する。

※2 東京都の単価、児童発達支援センターの取り組み、及び一般定期借地権設定契約終了後（52年後）に区に土地が返還されることを踏まえ、三幸学園請求額の6割を上限とし、区の負担額を協議する。

※3 区の負担額6割は、弁護士相談を踏まえ、令和4年度に当該地において区が負担した「基準超過土処理工事」と同様の割合とした。

参考：一般定期借地権設定契約書から抜粋

第11条（契約不適合責任等）

次の各号のいずれかに該当したときは、甲乙でその処理に係る費用負担を協議する。

(1) 本件土地に土壤汚染対策法上の特定有害物質に関する土壤汚染が確認されたとき。

(2) 本件土地に、既存校舎の解体工事完了後に甲が乙に提供する「残置既存杭測量図」に記載されていない地下埋設物が確認されたとき。

2 今後のスケジュールについて（予定）

令和6年9月頃 協議書締結

令和7年2～3月 令和7年度当初予算上程

令和7年4月頃 予算が認められた場合、請求額に基づき三幸学園へ撤去費用支払い

3 今後の方針について

令和7年4月に三幸学園の児童発達支援センターが開設できるよう対応に努めていく。

総務委員会報告資料

令和6年8月20日

件名	足立区公共施設等総合管理計画改訂の取組み状況について
所管部課名	公共施設マネジメント担当部 公共施設マネジメント担当課
内容	足立区公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）改訂の取組み状況について、報告する。 1 区の公共施設に関するアンケート調査結果（速報）について （1）アンケート調査の概要 ア 目的 公共施設を利用している方には利用頻度や満足度を、利用していない方には利用しない理由等を伺い、集計・分析結果を総合管理計画の二次改訂※1に向けた検討材料とする。 ※1 総合管理計画の第一期（平成29年度から令和6年度まで）が終了する令和6年度末までに行う改訂。 イ 調査対象 足立区在住の18歳以上の区民3,000人 ウ 調査対象の抽出方法 区内を15地域に分け、地域別の人口構成比、年齢や性別などを考慮した無作為抽出 エ 調査実施期間 令和6年5月7日から5月21日 オ 回答方法 郵送またはインターネット （2）アンケート調査結果の概要（速報） ア 調査票回収数 1,216人／3,000人（調査票回収率40.6%） イ 有効回答数 1,190人（回収率39.7%） ウ アンケート調査結果（単純集計）の概要 別添資料のとおり エ アンケート調査結果の議会報告 11月の総務委員会で報告を予定している。

2 今後のスケジュール（予定）

年 月	内 容
令和6年 9月	総務委員会において、二次改訂方針案、区民説明会の実施（予告）を報告
10月	Aーフェスタで、区民への意識啓発・アンケートを実施
11月	総務委員会において、アンケート調査結果、二次改訂素案・パブリックコメントの実施・区民説明会の実施を報告
12月	総務委員会において、Aーフェスタへの出展・アンケート結果を報告
令和7年 1月	総務委員会において、区民説明会の実施結果を報告
2月	総務委員会において、パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方・二次改訂案を報告
3月	パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方を公表
	総合管理計画二次改訂